地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令　概要

総務省自治行政局公務員部福利課

１．改正の内容

（１）保険者照会廃止に伴う特定疾病給付対象療養に係る組合の認定について

○　公費負担医療の対象療養に係る高額療養費については、原則として、一律に一般所得区分と同じ算定基準額（自己負担限度額）を適用することで高額療養費を現物給付しているところ、難病の治療研究を目的とする事業により公費負担医療の対象となる一定の疾病に対する療養（特定疾病給付対象療養）については、自治体から保険者に所得区分の照会（以下「保険者照会」という。）を行い、公費負担医療の受給者証に高額療養費の所得区分を記載することで、医療機関窓口において所得区分が把握でき、現物給付が可能なこと等から、所得区分に応じた自己負担限度額を適用してきた。

○　こうした中、保険者照会については、自治体や保険者の事務負担が過重になっている等の課題が指摘されており、令和６年の地方からの提案等に関する対応方針（令和６年 12 月 24 日閣議決定）において「オンライン資格確認等システムを活用することにより、受給者証（中略）への記載を不要とする。」とされた。

○　これを受け、特定疾病給付対象療養に係る組合の認定について規定している地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第１号）第 110 条の４の２を改正し、当該認定については、別途組合が行う限度額適用認定又は限度額適用・標準負担額減額認定による所得区分の認定等により受けられることとする。

（２）その他

所要の規定の整備を行う。

２．公布日等

公布日：令和８年２月 27 日

施行日：令和８年３月１日